

自治基本条例推進委員会 会議録要旨

日 時 平成27年7月2日(木)

午後7時～午後8時45分

場 所 合志市役所 合志庁舎 2階大会議室

[出席委員] 齊藤四郎 高木ひとみ 西里文孝 野田 博之 村山善□ 伊藤 美鈴
木村芳聰 佐藤由美子 岩元克雄 小林秀幸 来海恵子 濱口正暁 松本龍一
渡邊和代 中村公彦 水上明子 後藤一男

(17名)

[欠席委員] 西村 浩 柏尾智之(2名)

[事務局] 澤田企画課長《進行》

牧野企画課長補佐(企画広報班長) 坂本主幹

[議 題] (1) 合志市自治基本条例について・・・資料1
(2) 合志市自治基本条例の運用状況について・・・資料2
(3) 今後の合志市自治基本条例推進について

[会議の公開・非公開の別] 公開

[傍聴者] 1名

澤田課長： 平成27年度第1回合志市自治基本条例推進委員会を開催させていただきます。

まず、今回は委員の改選後最初の委員会になります。

委員の人数は19名になっております。14名の方が新しい委員ということで、委員会としても新たなスタートを切っていきたいと考えております。

また、これまでは3月と9月の2回、委員会を開催しておりましたが、団体からの推薦の委員さんは各団体の総会等が4・5月で変わられるというところが多いため、今回は7月ですが1回目を6月頃2回目を10・11月頃に開催を予定しています。

次に、委嘱状の交付を行います。時間の都合で、代表の齊藤四郎様にお願いします。

「委嘱状交付」

澤田課長： それでは荒木市長より挨拶をお願いします。

荒木市長： 皆様、こんばんは。お仕事でお疲れの中にそれぞれ所用がある方も多いと思います。自治基本条例推進委員会という形でご参加いただき、改めて厚く御礼申し上げます。自治基本条例といえば最高規範とうたわれている、我々

の最高の条例として位置づけられています。

すべて、仕事、市民の責任においてもこの条例を基に、色々な各条例が執行されていると訳であります。

大変重いものでありますので、選りすぐった団体の皆様方から様々な意見を尊重するということで、この会が成り立っております。

第1回目ということで、自己紹介があるかと思いますが、ぜひ皆様方のお力添えをいただきながら、すばらしい開かれた合志市の発展のために今後ともご尽力いただきたいと思います。

本日は誠にありがとうございました。

澤田課長： 続きまして委員の皆様を紹介をしたいと思います。

「自己紹介」

澤田課長： 続きまして、委員長及び副委員長の選任を行いたいと思います。

本来であれば進行は委員長が議長となって、進めることになっていますが、委員長が決定していませんので、暫定的に市長に進行の方をお願いしたいと思います。

荒木市長： 委員長副委員長が決まるまでの代役としての進行役を勤めさせていただきますので、ご協力よろしくお願いします。

早速ですが、委員長副委員長はどのような選び方をしたらよろしいでしょうか。お諮りさせていただきます。

「事務局一任の声あり」

事務局の方でということではありますが、皆様それでよろしいでしょうか。事務局案があれば説明をお願いします。

坂本主幹： それでは委員長として岩元 克雄様、副委員長として野田 博之様をお願いできればと考えています。

荒木市長： 事務局から、委員長に岩元委員、副委員長に野田委員という形で推薦をさせていただきました。この2人でよろしければ拍手をお願いします。

「拍手」

ありがとうございます。短い間でしたが進行を終わらせていただきます。

澤田課長： それではお二人の方は前のほうをお願いします。

挨拶をいただければと思います。

岩元委員長： 岩元克雄と申しますが、前々から内定段階から話を伺っていたので、驚いていませんが、この会の委員長を務めることになりました。

先ほどお話ししましたように、私は西須屋団地という、こじんまりとした

団地なんです、そこに通算 20 年近く居住しておりまして、本当に住みやすいところであります。裏には妙泉寺公園といいまして、大変きれいな公園もありますし、土曜日曜はたくさんの方が、市民以外の方もたくさんいらっしやって大変賑わう公園であります。

私は本当に合志市は住みやすいと思っていまして、特に私の団地は隣近所も本当にいい方ばかりで、住みやすいと本当に誇りを持っている市民の一人であります。

かつて、東洋経済という雑誌に全国の住みやすさランキングの都市が出まして、九州では 2 位、熊本県ではもちろんトップであります。

それほど住みやすいところに私も住んでおりまして、幸せに感じております。

要するに自治基本条例というのは、住みやすいまちをもっともっと住みやすくするというのが一番の狙いではないかと思います。

これから、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

2 年間委員長を務めます。よろしくお願いします。

野田委員：　　こんばんは。初めて自治基本条例推進委員となりまして、配られました中身について拝見しましたが、なかなか重要な委員だなと痛感しております。

これから、皆様と一緒に基本的な部分について、一緒に考えながら勉強していきたいと思います。今後ともよろしくお願いいたします。

私は、地域ネットワークづくりというところから推薦いただいてきております。よろしくお願いします。

澤田課長：　　市長は所用がありますので、ここで退席いたします。

議題の進行は岩元委員長にお願いいたします。

岩元委員長：　　よろしくお願いします。今日の予定は 8 時 30 分までとなっております。

それでは、議題 1 合志市自治基本条例について当局から説明をお願いします。

坂本主幹：　　「資料 1 合志市自治基本条例について」説明

岩元委員長：　　今、坂本主幹から合志市の自治基本条例について、詳しく説明していただきました。今日の 19 名の委員の皆様で初めて委員になられた方が 14 名と半数以上の方が、初めての方ですが、今まで皆様は合志市の自治基本条例というものをご存知であったとしても、どの程度ご存知だったかということが大変関心を持っているんですが、アンケートの結果が出ましたが、前回も委員だったんですが、永遠の課題ですが、自治基本条例をいかにみんなに知ってもらうかということが、非常に難しい点がある。

今年の結果にも出ていますが、このあたりが、これから課題になっていくかと思います。

ご質問があるかと思いますが、時間の都合上「議題 2」の合志市自治基本

条例の運用状況について説明をいただいて、まとめてご質問いただければと思います。

よろしくお願いします。

坂本主幹： 「資料２ 合志市自治基本条例推進アクションプラン」説明

岩元委員長： ちょうど1時間経つ訳ですが、今日初めての方がいらっしゃるということで、一番基本的なことを皆さんにも分かっていたきたいということで、詳しい説明があった訳ですが、私も実はこの委員になるまでは、こいうった条例があるということは知っていたんですが、中身についてはあまり知りませんでした。

しかし、委員になった以上は知らなければならないということで、隅から隅まで読みましたが、文言をひとつひとつ詳しく考えていくと、頭が混乱してしまいますから、私が考えているのが、自治基本条例とは市民と議会と行政三者が一体となって、今日よりも明日、明日よりも明後日みんなが合志市に住んでよかったなというようなまちづくりを、心がける、考えていくのが、条例の根底にあるのではないかな。簡単に割り切って考えています。

今日初めていらっしゃる方が大部分ですが、今まで自治基本条例をどういうふうに捉えてたか、あるいは非常に関心があったか、あるいはあまり関心は無かったけど、ある事は知ってた。その辺りのご感想を手短に斉藤さんから話しいただけますか。

皆さんが今日までこの自治基本条例をどう捉えていらしたか、素直なご意見を簡単にご紹介いただければと思います。

斉藤委員： 委員長の要約に賛成です。

高木委員： 私はこの条例を知りませんでした。市民アンケートで答えたことがありますけど、それは正直に答えました。自分の意見としても書いていますけども、たぶんこれは届いていないと思います。

西里委員： 私もほとんど知りませんでした。ただ、パンフレットは見た事あるなという感想です。

委員長が言われたことに付け加えるとすれば、将来にわたって暮らしやすくするというのがこれから高齢化とかの色々な問題が出てくるので、特に大切なと感じております。

村山委員： 私は自治基本条例というのは、存在は知っていました。その中身というのは先ほども話しいただいていますけども、ほとんど知りませんで、今日説明いただいて、かなり理解できたつもりです。これから更に理解を深めてまいると思っています。

伊藤委員： 今日の会議の中でよく分かりました。自治会で役員を4年間させていただきましたが、こういう自治基本条例というのが、もっと浸透していたなら

ば自治会ももっといいまちづくりというか、自治会での活動も上手くできたのではないかなと、改めて感じたところです。

これからもっと自治会にもこういった会というか、もし受けていただけるのであれば皆さんに分かっていただけるような会議を開いていただくとありがたいかなと思ったところです。

岩元委員長： その件については後で坂本主幹からご説明いただきます。

木村委員： 私は、総合政策審議会というのがあって、その委員のとき策定委員としてかかわっています。そのときに、十分検討したことを覚えています。

この条文は変更はなっていないと思いますが、非常に立派な条例だと思っています。

ただ、そのときに問題になったのは、これをどのようにして合志市内の地域住民に啓発して、活用していくか、何回か審議したことまでは覚えていません。

その後は辞めましたので、どういう状況になっているかを聞きたかったわけですが。

もう一つ、現在熊本県内でも出来ている所が少ないということですが、実際条例ができる前にも、これにのった精神はそれでやってきている訳です。

たとえば自治会は区長を中心としたコミュニティ作りがある。他にも公民館学習とかコミュニティづくりとか、ボランティア、各種団体とかそれらの精神は今までもやってきている。それを本当に息づけるためにこの条例ができています。条例とそれがマッチすることによって、一層効果が上がっていくものではないかと思っております。あとで、時間があればですが、資料の8つのうち一つでも具体的な説明が欲しい。

佐藤委員： 私は全然知らなかったんですが、この会議に参加させていただいて詳しいことを知ることができたということが、まず、ありがとうございます。

これからのまちづくりに、自分の意見とか皆さんの意見とかを聞く勉強会に参加できる。より良いまちづくりのために、少しでも役立つことができたら嬉しいことと思います。

小林委員： 私も2年間この委員会にかかわってきて、この委員会の名称が自治基本条例推進委員会という旗振りの役割を担うという訳ですから、そうした中でアンケートの結果をずっと見てたんですが、あまり浸透している状況ではないかなというふうに思うと、あまり貢献できなかったのかなと思ってしまいます。先ほど説明いただいて非常に基本的な生活するうえで必要な規定が文言として織り込まれていて、非常にいい条例だなというふうに改めて思いました。

また、これを広めていくというのが、私たちの役割です。アンケートの中

でも合志市に誇りを持っていますか？という質問には 60%ぐらいの方が誇りを持っておられるという非常に嬉しい内容でもある。

条例を理解しているかどうかは別にして、委員長が言われたように誇りを持って自分たちが毎日生活できるかどうかを最も大切なところだと思う。

いい機会ですので、多くの方にこの存在を知って頂くようにやっていきたいと思います。

来海委員： まずこのパンフレットを出来上がったときに全戸配布したんですよね。そして職員にも全員に渡して、議員も全員頂いたんですけど、基本計画と一緒に、あるのは知っている。頂いたけれど、それが今どうなっているかというのが、曖昧な所じゃないのかなと思います。

なぜかという、それを常に意識しなくても生活に差し障りがないし、市の運営が行われているから差し障りはないんですが、でも、どこかで意識しておかなければいけない条例だと思います。

合併して 10 年経って、合志市は約 6000 人人口が増えて、世帯数も増えているんですが、新しく来られた方々にもこの条例をよく知っていただかなければいけない時期に来ているのではないかと思います。

濱口委員： このアンケートを見ると、知らないという人が上がりもしないし下がりもしないし三十数%ぐらい。ぜひ行政と議会でやっていることを、この条例に則ってチェックするような体制をぜひ作っていただき、分かりやすく市民に知らせる工夫も必要なのではないかと思います。

松本委員： この条例をよく知っていたかという、私も細部にわたってまでは存じ上げていませんで、今改めて勉強させていただきまして非常にすばらしい条例だなということを感じております。

改めて市議会としましても、市民の皆様方の声をまずしっかりと受け止めてやっていかなければいけないなと感じているところであります。

議会の立場としましては、このような感じですけど、一市民としてのボランティア活動等もやっています。高木さんもいらしてますけど、子ども会の代表として、・・・子ども会もやっています。

基本的にはこの条例というのは、特別の事は書いてないと思います。ごく当たり前の事を書いてあるのかなと思ってます。

市民として、行政として普通のことだなと。ただ、現状は各種団体、ボランティア活動、今参加する人が少なくなって、活動がダウンしている。私が子ども会の活動をやっていますが、以前からすると少し下がっている、老人会にしても婦人会にしても P T A にしても、市民の意識がここ数年下がっている。もう 1 回盛り上げていって、市民の皆様方の行政じゃなくてもいいけど、自分たちのまちを盛り上げていこうよ、いいまちにしていこうよと、

そういう意識の高まりをどこからか、皆で盛り上げていかないといけないと改めて感じているところです。

渡邊委員： この条例のですね、目的というのは委員長が言われたとおり、今までのことではなく、これからですね、これからのまちづくりを更に前進していく、ということを皆でやりましょうという基礎的なところをうたっているのではないかと思います。

私たち職員も正職員三百二・三十名おりまして、非正規職員が 300 名近くおります。こういった中で、市の職員の役割というのはものすごく重要でありまして、条例の 13 条にも書いてありますが、このなかで一番大事な誠実かつ迅速に職務を遂行します。ということで、ここの部分がやれているのかなと、すぐ行動に移しているのかなと、電話や苦情があってもどうありますか、こうありますかと聞き、職員の中にはぐずぐずして行かないというような傾向もあります。

だんだん、こういった意識、市民側の権利意識もだんだん強くなってきますし、行政が果たす割合、責務が迅速に誠実に動くというのが大事です。

ただ、残念なのが、市民アンケートで市役所？が信頼を得られているかという設問を見ると毎年、どちらかという信頼できるが多い、とても信頼できるという所の%が伸びてほしいんですけど、なかなか上手くいかない、ということで、この辺は反省をしながら、私は課長していますが、課長は総合支援職ということで、各課の垣根を越えて他の課の職員も指導する形になっております。

特に税務課については、色々な苦情があります。

それを説明責任を果たすというのが私たちの仕事でありますので、納得してもらいまでお話しを続けるということで、苦情の電話があったら必ずご自宅に訪問させていただくことにしています。

こういう市民が納得していただくのが、業務のなかでは一番大変な業務になっています。

改めて、この条例を読み直して、身の引き締まる思いでまた明日から私も含めてですが、部下に指導していかなければと思っています。

中村委員： 私たち職員は、基本的にはこの条例を存じていますし、これに基づいて仕事をするという意識を持っているかと思います。

今日は改めて説明を聞いていると、細部にまで気が回っていなかった部分があると思う部分もありました。

これだけ内容が一杯入っていますので、市民の方にもなかなか浸透していないという状態でもアンケートを見ても感じましたので、この委員会の中で、いかに浸透していくかを検討できないかなと思っています。

水上委員： 私もよく見ていなかった。

今回資料が送られてきて、この会があるので、じゃあ読まない、ということ、しっかり読んできました。市民アンケートには誠実に、ちょっと辛らつにきちっと答えたつもりですが、この条例の文言とあわせて考えてみたら、よく知ってなかった訳です。

私は学校に勤めていたんですが、学校を辞めてから４年経ちましたが、子どもたちと色んな風に、卒業していった子どもたちが社会人になっていますけど、かかわっていく中で、子どもたちも親になりますけど、自分が市民であるということの、権利についても考えていないで悩んでいる子どもたちがたくさんいるんです。

その中で、紐解きなおして、より良い市民生活を送るという意味では、もうちょっと自分たちでも分かっていかなければならないなと感じているところでは。

後藤委員： 私も行政にいまして、この策定の会議に何度か出ています。合志市の憲法であり、最高規範ということは解釈していますが、果たしてこれをどうやって市民の方に周知して理解していただくかというのを、どうするんだろうと思っていました。

ただ、一つ一つの条文を理解するというよりも、議会も市民も執行部も何か事を起こすときに、自治基本条例はどういう風になっているのだろうか、事を起こすごとに、この条例を思い浮かべて再度検討して事を進めていくような癖をつけていった方がいいのではないかと思います。

国のほうでも憲法解釈で白・黒言っていますが、そういうことも出てくるような解釈の仕方でも、事を起こすことで出てくるようなこともいい意味で大事かと思います。

一つ一つ理解していくよりも、どういう風になっているかという、考えていく癖をつけることが重要と思っています。

野田委員： 皆さんの意見と同じような考えになりますけど、この基本条例というのは先ほど説明のありました、協働の参画という大原則がございます。その中で先ほど木村委員から指摘があったように、参画するのはどのように参画するのかな、という部分が先ほどの合志市まちづくり事業提案の第８回目の認定というかたちで団体がされている。この認定自体が参画するための手段とは知りませんでしたので、初めて今回来てですね、参画はしたいんだけど、どういう参画の仕方があるんだろうというところでは。

特に認定された団体については、大きな支援ですね、生活支援だったり、それに纏わる類が認定されてるようでございます。法人においては企業さんが推進してるという部分もあるということでは、これから先啓発していく一

つの手段としては、こういう認定を皆さんに知っていただいて、活躍しているところの団体について、もっと広い範囲で推進できればいいのかなと感じたところです。

岩元委員長： ありがとうございます。皆様のご意見を拝聴しました。

どなたかの話にありましたが、資料1の15ページのアンケートの結果ですね、合志市自治基本条例を知っているかの答えなんです、私は裏からみてまして。

実はあとで報告がありますが、色んな団体を通して、あるいは色んな物を通じて自治基本条例の告知、PRがなされている訳ですね。

もしそれが無ければ、かなり落ちていたという見方もできます。つまり、あれほどやって現状維持ができるのかなという風に私はそういう風に解釈しておりまして、先ほど区長会の話、議会の話も出ましたが、色んなところに行って、その説明がなされていても変わらないということは、そのPRを外せば、ゼロまで行きませんがかなり落ちていた事も考えられるのではないかなと、結果を見ましてそういうことも言える訳です。

今ひと通り皆様からご感想をいただきまして2つご質問がありましたので、この自治会あたりへの告知、周知をどうしているかと、8つの市民参画の事業があるということだけれど、どういうことか、その辺りを説明いただければと思います。

木村委員： ちょっと付け加えます。8つここに書いてありますけど、「地域の高齢者・子ども・障がい者に対して地域住民による生活支援事業」このことについて、どういう経緯で認定されたのか。

牧野補佐： 木村委員が言われているのが、資料2の44ページの事業提案制度の認定の8本の事だと思います。

今お聞きになられてるのが、46ページにあります第8号についてお聞きになられていると思います。

すずかけ台の中でき有志が集まって、地域の高齢者を中心として、子どもや障がい者そういった方の支援を地域住民が行うというような団体を立ち上げられまして、今現在活動されているということで、ちょうどこの提案があった時3年を経過されて、今から市の支援をいただきたいという部分があって事業提案に出されたという経緯があります。

今月NPO法人化の申請をされていて、もうなられているかと思います。

地域ですごく珍しいケースでありまして、地域で地域の住民の方を見るところ、今後も介護保険法の改正によって地域福祉は地域住民でできるように市も誘導くださいというような内容になっておりますので、市も注目している事業になっております。

木村委員： 現在はボランティア的なことでしょうか？

来海委員： 社会福祉協議会で、ぽっかぽかサービスという事業を行っています。その、ぽっかぽかサービスというのは、1回200円のチケットを買ったら社協の方から300円補助していただいて500円を来海という人が歳にとってゴミだしができない、すずかけ台のぽっかぽかさんに、ゴミ出し出来ないなのでこの200円のチケットでお願いしますと言ったら、すずかけ台のぽっかぽかさんが来てくれて、ごみを出してくれるんです。

そうしたら、200円のチケットと社会福祉協議会、市が補助してる300円で合計500円がその利益になるんです。

ただ、ここは空き家を借りて居場所づくりと2つ事業を重ねているので、その利益で家賃とか運営費も賄っているんで、なかなか大変ですけど皆さん頑張っているという事業です。

木村委員： 自治基本条例の典型的事例だと思います。

岩元委員長： それでは1点目の自治会への告知・周知について、お願いします。

坂本主幹： 自治会での集まりなどでご要望があれば、こちらの方から周知にお伺いしても構いません。時間も会合の間にちょっと説明する時間をいただけるのであれば、その時間に合わせることもできます。

そういう部分できていない部分でありましたので、ご要望があればお伺いしたいと思います。

岩元委員長： その辺りの実績というのは、アクションプランの一番最後のページに昨年度どういうことを具体的にやったかというのを59ページの黄色い部分に3月までの分が書いてあります。その前の57～58ページあたりも書いてありますが、これだけ周知活動を行っているということでもあります。

今日は皆様に初めてでご存知ない方もいらしたということで、ご感想を伺ったんですが、これが一番の課題でありまして、3番目ちょっとやっていただけますか。

坂本主幹： 今後の自治基本条例の推進についてということで、資料はありません。資料2のアクションプランというのが、平成23年度から平成27年度で今年度が最終の年度での計画となります。

で、来年度のこの時期まではこれに基づいて振返りを行う形になりますが、新たなアクションプラン28年度から何年になるか分かりませんが、それも作っていくような形になるかと思います。

特に案はありませんが、こういった取り組みをもっと載せてほしいとか、条例の中身は変わらないんですが、こういったことを知りたいとかあれば。

もし、そこで不足する部分があれば、条例を改正することもできますが、とりあえず28年度より新たな進行管理をしていかなければいけないというこ

とで、次回の会議で案でもお示しできたらと思っております。

岩元委員長： 案といいますと具体的な方向をもって行くかということですか。

牧野補佐： 新たなアクションプランの案ということです。それ以外の市民への周知の方法であるとか、また新たに図りたいと、お話しをいっぱいしていただければと思います。

岩元委員長： お顔を拝見したところ、推進委員会で私が一番古株みたいで、今まで色々な案が出ました。例えば看板を作ろうとか、PR放送をしようとか、色々な案が出まして、それなりに色々な形でPRが、周知がなされているんですが、先ほどアンケートが出たように、それでも認知度というか、この程度にしか伸びない、というのがずっと前からの推進委員会の大きな課題であります。

大変難しい課題でありまして、今事務局からお話しがありましたように、今回はこの新しいメンバーで、新しいお考えがあるかもしれませんので、そのあたり、こういう風に自治基本条例を皆に紹介していけばもっと関心を持って、自ら参画していく、そういった体制づくりというか、雰囲気が醸し出されるのではないかなという案がございましたら、ご提案いただきたいということで、ご紹介がありました。非常に難しい問題でありまして、今日は委員になられて、私もそうだったんですが、はじめてこの条例がこういう物であるという、条文をじっくりとご覧になった方が何人もいらっしゃいましたけど、これから我々はまずこの条例が何物かを知らないことには、一步も進まないのでありまして、そういう所はご協力お願いできればと思います。

来海委員： お尋ねします。今日初めてスタートして、今日基本条例を教えていただいた方がほとんどで、私も久しぶりにこの条文を見ました。その中で説明して自分の感想を言いました。これの振返りも少ししました。でも、本当の振返りはまだ十分にはできていないような気がします。

そして、この委員会が年2回しか無いんです。そしてあと3ヶ月くらいして、いきなり次を開催して28年度以降の計画を作るから案を示すって、乱暴ではないか。そういう風にするから、なかなか浸透しない。これ本当に2回で、まあ予算が無いからと言われるかもしれないけど、本当にこの基本条例を市民の方にもっと浸透させたいとか言うのであれば、そうするならば、なかなか進まないのではないかと危惧するんですが、その点課長いかがでしょうか。

澤田課長： 私も今年度あと1回予定されているのは、それでいきなり案を提示したとします。それに対して皆さんから意見が出てくる。それをその案にどう溶け込ませて作るかというのを、その場では提示できないと思いますので、あと1回は必要かなと考えます。

ですので、最低2回ですね。予算はあと1回分しかありませんが、それは

補正予算なり流用なりで1回分を確保して、今年度中に2回開催して、1回目で原案を提示それに皆さんから意見をいただいて、それを成文化したものを次回に皆さんに確認するというやり方どうかと今考えたんですが、どうでしょうか。

岩元委員長： どうでしょうか

来海委員： 最初始まる時年2回で、今年はあと11月ぐらいにと言われたから、あまりにも拙速すぎるのではないかと思います質問したところです。

木村委員： 先ほど出ていたけれど、行政が中心になってやっている、市の総合計画が今年までなんです。来年度以降は策定中ですね。あれは行政が作って、色々な基本構想とか基本計画とか、それから評価が書いてあります。ああいうのができたら項目だけでも見れば行政の事がはっきり分かるし、それから論議するのがいい、確かに条例に合うような何かないかということもある。地域で暮らすなかで何が課題かということを探ねて、それに条例の精神を適合する。両方一体として、だからなかなかいいけないと思う。

この会が市の最高条例ということですけど、もう一つ総合政策審議会、あの中でもこれをした方がいいと思います。実際こっちの方、総合政策で審議するのはこれとは別になるのか、どういう関係になるのか

澤田課長： 総合政策審議会はあくまで市長の諮問機関ですので、自治基本条例の推進については、この委員会が担っています。総合政策審議会が市が行う政策全てについて、検証評価していただく機関ですので、自治基本条例の推進という事務事業についてはこの範疇に入っております。

濱口委員： これはまちづくり条例ですよ。あるテーマをひとつ、市で問題になっている、議会で問題になっているというのがあるのかもしれませんが、PDCAで何をやったんだ、と皆さんチェックするとか、次のアクションをするために、PDCAのひとつ例題をとってやれば、かなり中身がこのやり方をもってやれば分かるのではないかと思います。それをしないとあれもこれもやるのは難しいと思います。提案です。

岩元委員長： ずっと以前の委員会で、今言われた事と関係しますが、具体的に今すぐかけ台団地の話が出ましたが、具体的にどういうのをやったというのを、事例を紹介して欲しいという話も前あったんですよ。だから何回か紹介がありましたけど、今も濱口委員がおっしゃったように、極端に言いますとこの委員会で、今言われた市が抱えている総合政策審議会とかち合う感じがしますけどね、まあ、自治基本条例に基づいたどういう物かということ、ここで、これはということを決めて伺っていった方がいいということですか。

「例題がないと分からないと思うんですが」

岩元委員長： ただ、自治基本条例が何物なのかということを知らなければ、まず始まらないという大きな前提がある訳です。そこでいつも行き詰って、そこで時間が経ってしまっ、何%という知名度になってしまうんですが。

そういった、非常に難しい我々の委員会は全国どこでも、この種の委員会はそうなんですけども、そう言った問題はある訳ですね。その辺りは出してもらいまして、時間が経ちましたんで、もういっぺん坂本主幹からこの後行以降のさっきの件もう 1 回確認のためにご説明いただけますか？

坂本主幹： アクションプランですね。10 月～11 月頃に次回の会議の時に、案を提示させていただきまして、そこで、議論をしていただき、また年度の末になるかと思いますが、そこでもう一回会議を開催させていただければと思っております。

岩元委員長： このアクションプランとは実際に提案があつてこういう風なチェックを行政側でする、見直しを行ってきたという実績を全部まとめたのがアクションプランという黄色い所に載っている訳ですが、これを改めて出される事なんですね。

坂本主幹： はい

岩元委員長： アクションプランを出されて、それを踏まえて、ちょっと突っ込みが足りないのではないだろうか、これをもう少しこういう風にした方がいいのではないかというような討議を皆さんにして欲しいということになる訳ですか。

アクションプランがまとまった状態でまた事前に郵送で、いきなり見ても何も答えられませんので、ぜひ送っていただけますか。

そういうことでお分かりですか。

高木委員： 私たちは今年度何をするのですか。来年度からの事を決めるのですか。今年度私たちは何をすればいいんですか。

坂本主幹： 任期は 2 年間ということで、だいたい先ほど説明した、周知・啓発だったりの部分が多いと思いますが、資料 2 の進行管理を審査していただく形になります。それがメインという形になります。それで、なにが足りないということを発言していただければと思っています。

岩元委員長： 先ほど出ました、推進委員会条例というものがありますね、この 8 ページに紹介がありました、第 2 条におおまかな事は書いてあります。これに基づいて色んな作業を行っていくという事、一言で言いますとですね。

「委員会は自治基本条例の運用状況を確認し、参画及び協働によるまちづくりに関し、次に掲げる基本的事項について調査し、及び審議する。」とあります。

澤田課長： 実際に何をしていただくかということ、今度のアクションプランをまた次の期間の分を作らなければなりませんので、それを、事務局から案を提示した

ものを審議していただくというのが今年度の業務が通常はありません。1回できてしまえば4年なり5年なりの間それを基に進行していきますので、その運用状況を確認していただく、それ以外に、こういったことをすればもっと効果があがるのではないかという事を会議の中で提案していただくという事は非常に事務局としては助かります。

牧野補佐： 市民の皆さんがいかに関与するか、行政に興味を持ってもらうかということ、どういう方法でしたら一番いいのかということ、各団体の方から代表で推薦していただいて出ておられますので、夫々にあるかと思えます。

例えば子ども会から出られていますが、子ども会に参加されている方は十分に参画されている方、ただ参加されない方にいかに周知を図って参加してもらうかというのが、一番の課題だと思っておりますので、そこをどういう風に周知を図っていけば、参加が増えるのかなとかですね、そういう部分のアイデアが欲しいという事なんです。

もうひとつ委員さんをお願いしたいのが、委員の立場で上から言ってもなかなか難しいので、草の根的に自治基本条例がありますよ、参画しようと言うような周知を広めてもらう宣伝してもらうというのが、目的といいですか、お願いしたい事です。

参画は色々あります。ゴミ出しでもきちっと分別していただくのは参画しているという事になります。例えば選挙に行くとか、ホームページを見るのも十分参画だろうと思います。広報を見るとか。

全く興味が無いというのが一番困りますので、少しアンテナを延ばして、行政に興味を持ってもらう、かかわってもらうという意識を持ってもらうというのが一番なのかなと思っていますので、ぜひいいアイデアをよろしくお願いします。

岩元委員長： なかなか難しい部分もありますので、ひとつよろしくお願いします。

私も1回目は何も分からなかったんですよ。こういった討論を重ねていきますと、じゃあ自治基本条例が目指した物が何かなというのが自分なりに分かってきますが、これを5万数千人の市民に皆が同じ情報の共有できることが、最終的な狙いではないかなと感じます。今後回数は限定されますけども、よろしくお願いします。大変失礼いたしました。

澤田課長： 議題はこれで終了します。次のその他ですが、事務局からは特にありません。長時間にわたり熱心なご審議をいただきまして本当にありがとうございました。これで第1回目の自治基本条例推進委員会を閉じたいと思います。